

石川県中央会 会報 No.4

目 次

トピックス

- ◆国際ビジネスサポートデスクを開設しました（石川県）..... 2
- ◆独立行政法人 中小企業基盤整備機構が発足しました 3
- ◆平成15年度における中部事務所管内の下請法の運用状況等について 4

中央会事業だより

- ◆海外視察研修実施される 10
- ◆合同企業説明会開催される 13
- ◆組合女性部地区別交流会開催される 14
- ◆組合女性部金沢地区研修会・懇談会開催される 14

中央会からのお知らせ

- ◆第56回中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について 15
- ◆中部経済産業局長の交代について 22
- ◆第19回組合交流ゴルフ大会開催のご案内 22
- ◆65歳継続雇用達成事業のご案内 23
- ◆個別専門相談室開催のご案内 25
- ◆決算関係書類の提出等について 25
- ◆県内の情報連絡員報告（5、6月） 26

- ◆暑中見舞広告 35

国際ビジネスサポートデスクを開設しました (石川県商工労働部産業政策課)

海外企業とのビジネス及び海外進出を考えている県内企業関係者の皆様、「国際ビジネスサポートデスク」を是非ご利用ください！

どんなご相談でも一週間以内に必ずお答えします！

石川県では、中国の市場性の拡大や県内企業の海外展開の拡大、国策としての対日投資の推進など、経済のグローバル化がこれまで以上に進展してきているという情勢に鑑み、県内企業の販路開拓など国際ビジネスに対する支援を強化するため、これまでは、県やジェトロ、海外事務所、(財)石川県産業創出支援機構に分散していた支援機能を結びつけ、国際ビジネスに関する情報、相談のワンストップサービスを提供するための窓口として、平成16年4月に、県産業政策課内に「国際ビジネスサポートデスク」を設置しました。

【サービス内容】

(1) 県内企業の海外販路開拓の推進

①海外マーケット開拓事業費補助金の補助対象事業の募集開始

応募締切 6月末

公募内容 海外見本市等への出展に際し、小間料・輸送費の一部を助成します。詳しくはこちら

<http://www.kokusai-support-ishikawa.com/market/>をご参照ください。

②中国販路開拓支援

・専門家による販路開拓コンサルティングサービス

県内企業の販路開拓に関する相談に対し、中国国内の専門家を紹介、一定期間のコンサルティングを無料で提供します。

・アンテナショップの開催準備

江蘇省において石川ブランド認定商品等生活関連用品等の展示会を開催し、今後の市場可能性や江蘇省企業との交流可能性を探ります。

③海外ビジネスネットワークの整備

上海事務所及びニューヨーク事務所において、石川県出身者や石川県にゆかりのある外国人等に、県内企業のビジネス支援への協力や外国企業誘致への協力を求めていくため、それらのリストの整備を行います。

(2) 外資系企業誘致推進プランの推進

- ・外国企業への誘致PR活動（ホームページの開設、セールス活動等）
- ・県内企業と外国企業とのビジネスマッチング
- ・県内大学と外国企業との共同研究の推進
- ・進出サポートの提供等

(3) 国際ビジネス全般に関する総合相談窓口

①国際弁護士による法律相談の開始

外国法事務弁護士事務所である「太陽法律事務所」（東京）との間で国際ビジネスに関する法律アドバイザー契約を締結し、県内企業からの法律相談等に対応します（一定期間、無料で弁護士が応談）。

②ジェトロ・ビジネスサポートサービスの紹介、経費の一部支援の開始

ジェトロとの提携により、ジェトロビジネスサポートサービス（有料）の経費の一部を支援します。

< 海外情報照会、海外市場調査、アポイント取得サービス 等 >

【お問い合わせ先】

石川県商工労働部産業政策課内 国際ビジネスサポートデスク

TEL：076-225-1509 FAX：076-225-1514

E-MAIL：ksupport@pref.ishikawa.jp

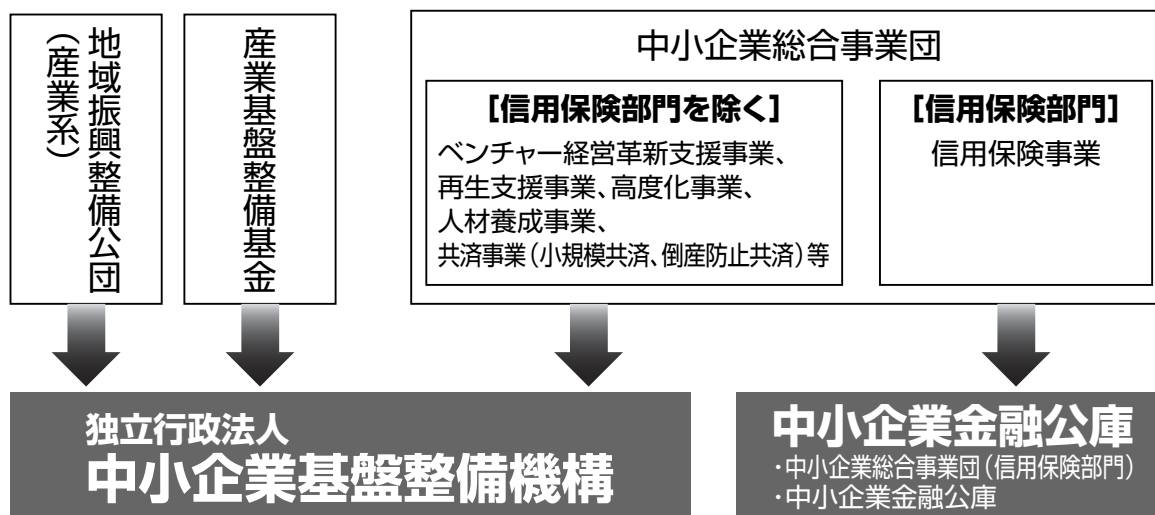
国際ビジネスサポートデスクホームページ：<http://www.kokusai-support-ishikawa.com/>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (略称：中小機構) が発足しました

平成16年7月1日、中小企業総合事業団（信用保険業務は中小企業金融公庫に移管）、地域振興整備公団（地方都市開発整備等業務は独立行政法人都市再生機構に統合）、認可法人産業基盤整備基金の三法人は、事業を整理統合して新たに「独立行政法人中小企業基盤整備機構」（以下「中小機構」という。）として発足しました。

今後、中小機構は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤の整備を行います。

なお、組織が変更になりますが、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度等、中小企業総合事業団が行っている事業につきましては今まで同様、今後は、中小機構が引き継ぎ、運営します。



また、中小機構（本部：東京都）の発足と併せて北陸支部（金沢市）を開設し、ワンストップサービス機能を充実、地元中小企業者等の地域に密着した支援サービスを展開します。（全国で9箇所の支部が設置されております。）

〈北陸支部の主な業務〉

産業用地の分譲・賃貸

中小機構で整備した北陸地区内の産業用地のほか、全国各地の産業用地についての情報を提供し、事業者に分譲・賃貸し事業展開を支援します。

〈北陸支部連絡先〉

住所：〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル6階
電話：076-223-5761（代表）

平成15年度における中部事務所管内の下請法の運用状況等について（概要）

公正取引委員会は、価格カルテル等を禁止する「独占禁止法」、不当な表示等を禁止する「景品表示法」とともに、親事業者の下請事業者に対する下請代金の不当な減額、不当な受領拒否、支払遅延等を禁止する「下請法」を運用しています。

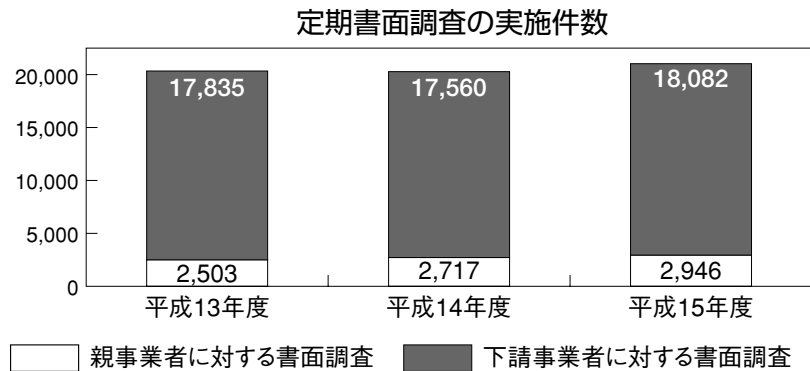
平成15年度の中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における下請法違反事件には、以下のような特色が見られました。

第1 下請法の運用状況

1. 定期調査の拡充

下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないため、公正取引委員会は、親事業者及び下請事業者に対し、定期的に書面調査を実施している。

中部事務所においては、管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者に対する調査を拡充することにより、下請法違反被疑事実の発見に努めた。



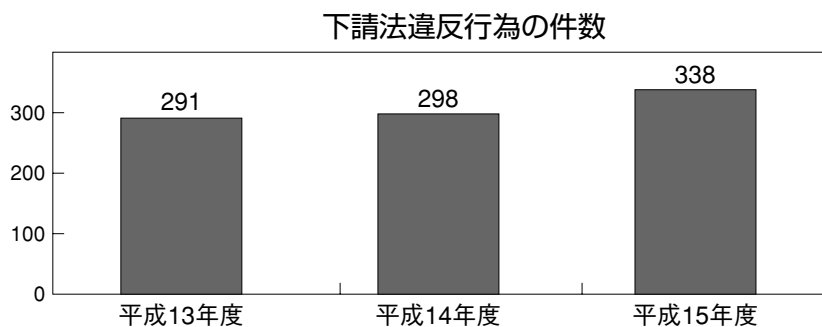
2. 下請法違反行為に対する措置

(1) 平成15年度において、中部事務所管内の下請法違反行為について措置を採った件数は338件（勧告2件、警告336件）であった。

(2) 違反行為の類型別件数（注）は、第3条（発注時の書面交付の義務）違反（233件）、第5条（関係書類の保存義務）違反（28件）で全体の約5割であった。

第4条（親事業者の遵守事項）違反の内容では、支払遅延（166件）、長期手形（39件）、減額（38件）が依然として多い。なお、勧告案件はすべて減額事件であった。

（注）1つの事件で複数の違反行為を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数合計は勧告及び警告件数とは一致しない。



第2 下請法の普及・啓発

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中部経済産業局及び関東経済産業局と共同して

下請法に関する講習会を開催する（親事業者向け2会場、321名、下請事業者向け3会場、212名）など、下請法の普及・啓発に努めている。

また、下請取引適正化推進月間に併せて、下請取引等に係る苦情・相談等を広く受け付けるため、中部事務所に特別相談窓口を設置した。

第3 企業間取引の公正化への取組

平成15年6月に成立した改正下請法によって、①サービス分野における下請取引を対象に追加、②禁止行為の追加、③措置の強化等の改正が行われた。平成16年4月の改正下請法の施行に先立ち、関係政令、規則を整備したほか、運用基準の改正・公表や説明会（中部事務所主催分5会場、約1,000名）を行い、改正下請法の普及・啓発に努めている。

中部事務所では、本年度も下請事業者にとって影響の大きい減額、買いたたき、受領拒否、支払遅延等について重点を置き、厳正に対処するとともに、平成16年4月1日からの改正下請法の施行に伴い、改正下請法違反の未然防止を図るため、新たに同法の適用を受けることとなったサービス分野における事業者を対象に、同法の趣旨・規制内容等の周知徹底を目的とした講習会を開催するなど、各地区において下請法講習会等の一層の充実を図る方針です。

なお、下請法の運用状況の詳細については、インターネットのホームページで見ることができます。下請法、下請取引に関する御相談・御意見については、次の担当課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 公正取引委員会事務総局中部事務所下請課
 電話 052-961-9424（直通）
 ホームページ http://www.jftc.go.jp/c_chubu/

平成15年度における 中部事務所管内の下請法の運用状況等について

平成16年6月4日
 公正取引委員会事務総局
 中部事務所

第1 下請法の概要

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的としており、親事業者に対する次のような義務と禁止行為を定めている。

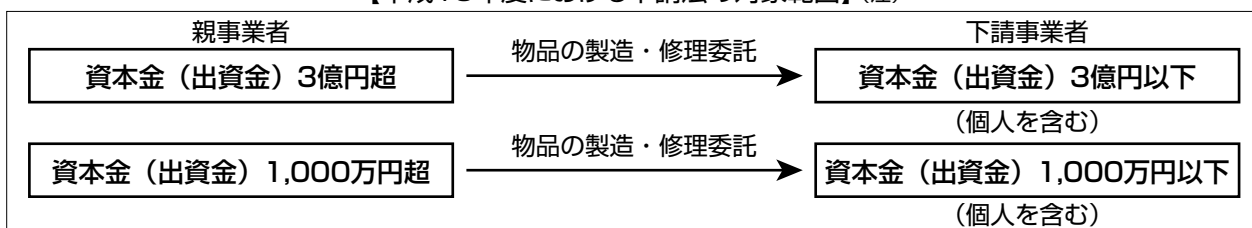
【親事業者の義務】

- ① 下請事業者への発注書面の交付
- ② 下請取引に関する書類の作成及び保存

【親事業者の禁止行為】

- ① 受領拒否
- ② 下請代金の支払遅延
- ③ 下請代金の減額
- ④ 返品
- ⑤ 買いたたき
- ⑥ 購入強要
- ⑦ 割引困難な手形の交付
- ⑧ その他

【平成15年度における下請法の対象範囲】（注）



（注）下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（平成15年法律第87号）（以下「改正下請法」という。）の施行により、平成16年度からは情報成果物の作成及び役務の提供に関する下請取引も下請法の対象となり、新たに対象となった下請取引については、原則として「3億円」の代わりに「5,000万円」が親事業者と下請事業者を区分する資本金の基準として用いられることとなった。

第2 下請法の運用状況

1. 書面調査の実施状況

下請取引の性格上、下請法違反が行われても下請事業者からの自発的な申告がさほど期待できないことから、公正取引委員会は、これまで製造業を中心に親事業者及びその下請事業者に対して、毎年定期的に書面調査を実施することにより、違反被疑行為の発見等に努めてきている。また、書面調査等から下請法違反の疑いが認められた場合には、親事業者への実地調査等により事件処理を行っている。

平成15年度においては、中部事務所管内に所在する資本金1,000万円超の親事業者2,946社に対して書面調査を行うとともに、これらの事業者と取引のある下請事業者18,082社を対象に書面調査を行った（第1表参照）。

第1表 書面調査の実施状況

[単位:社]

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	中部	全国	中部
13		16,417	2,503	93,483	17,835
14		17,385	2,717	99,481	17,560
15		18,295	2,946	108,395	18,082

2. 違反被疑事件の処理状況

(1) 違反被疑事件の処理の状況

ア 書面調査又は申告等により、親事業者が下請法に違反する行為を行っている疑いがある場合には、当該下請取引の実態を調査の上、違反又は違反のおそれのある行為（以下「違反行為等」という。）が認められたものについては、警告等の措置を採るほか、社内体制の整備を指導している。

イ 平成15年度における下請法違反被疑事件の処理件数は342件である。このうち、違反の事実が認められなかった4件を除く338件（処理件数全体の98.8%）について、勧告又は警告の措置を採った（第2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

年度	区分	新規発生件数				処 理 件 数			
		うち 書面調査	うち 申告	うち 中小企業庁 長官からの措 置請求	措 置			計	
					勧告	警告	不問		
13	全国	1,367	1,308	59	0	3	1,311	44	1,358
	中部	300	291	9	0	1	290	9	300
14	全国	1,427	1,357	70	0	4	1,362	60	1,426
	中部	318	311	7	0	0	298	15	313
15	全国	1,409	1,341	67	1	8	1,357	71	1,436
	中部	336	327	9	0	2	336	4	342

(2) 違反行為の類型別件数の状況

勧告又は警告の措置を採った338件の事件について、これを違反行為類型別に集計すると、第3表のとおりである。

第3表 違反行為の類型別件数

[単位:件・%]

年度	項目	手続規定違反			実体規定違反										合計
		3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入強制	早期決済	長期手形	報復措置	小計	
13	全国	1,067	167	1,234	25 (2.6)	335 (35.1)	168 (17.6)	23 (2.4)	36 (3.8)	106 (11.1)	36 (3.8)	225 (23.6)	0 (—)	954 (100)	2,188
	中部	199	40	239	9 (4.2)	53 (25.0)	45 (21.2)	5 (2.4)	19 (9.0)	28 (13.2)	14 (6.6)	39 (18.4)	0 (—)	212 (100)	451 <20.6>
14	全国	1,127	135	1,262	29 (3.3)	307 (35.1)	137 (15.7)	23 (2.6)	38 (4.3)	79 (9.0)	51 (5.8)	210 (24.0)	0 (—)	874 (100)	2,136
	中部	217	36	253	16 (6.3)	70 (27.3)	43 (16.8)	4 (1.6)	24 (9.4)	43 (16.8)	13 (5.1)	43 (16.8)	0 (—)	256 (100)	509 <23.8>
15	全国	1,125	142	1,267	8 (0.9)	392 (44.7)	134 (15.3)	22 (2.5)	32 (3.7)	53 (6.1)	51 (5.8)	184 (21.0)	0 (—)	876 (100)	2,143
	中部	233	28	261	3 (1.0)	166 (58.0)	38 (13.3)	5 (1.7)	10 (3.5)	12 (4.2)	13 (4.5)	39 (13.6)	0 (—)	286 (100)	547 <25.5>

(注) 1 1事件について、2以上の違反行為等が行われている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「勧告」及び「警告」の件数の合計とは一致しない。なお、()内は、実体規定違反の件数全体に占める比率であり、四捨五入しているため、必ずしも合計100とはならない。

2 3条違反とは、必要記載事項を備えた発注書面の交付義務違反であり、5条違反とは、下請取引に関する書類の保存義務違反のことである。

3 < >内は、全国における処理件数に占める中部事務所の比率である。

このうち、発注書面の交付義務等の手続規定（下請法第3条又は第5条）違反は261件（違反行為全体の47.7%）となっている。

また、親事業者の禁止行為である実体規定（下請法第4条）違反等は286件（同52.3%）となっており、これを多い順にみると、下請代金の支払遅延が166件、手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付が39件、下請代金の減額が38件となっている。

(3) 平成15年度に中部事務所管内において勧告等を行った主な違反行為等の概要は次のとおりである。

ア 勧告を行った主な事例

下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
輸送用機械 器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、原価低減の目標達成の一環として、特定時期に下請事業者に単価の引下げを要請し、単価引下げの合意日前に発注したものについて、引下げ後の新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と引下げ後の新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 本件では、A社に対して、下請代金から減じた額（約2,900万円）を当該下請事業者に対し速やかに支払うよう勧告した。

イ 警告を行った主な事例

(ア) 発注書面の記載不備（3条）、発注書面の不保存（5条）

業種	違反行為の概要
一般機械 器具製造業	設備機械部品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、必要記載事項の一部である支払方法等について別途書面で下請事業者へ通知しているが、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載して下請事業者へ交付すべき書面に、当該書面との関連付けの記載をしていなかった。 また、B社は経理システム変更時に一部下請取引に関する書類を紛失し、下請事業者の給付内容等必要記載事項を記載した書類を2年間保存していなかった。 本件では、B社に対して、発注の都度交付する書面に別途交付している書面との関連付けを示す文言を記載するよう、また下請事業者の給付内容等必要記載事項を記載した書類を2年間保存するよう警告した。

(イ) 製品の受領拒否（第4条第1項第1号）

業種	違反行為の概要
電気機械 器具製造業	電子応用機器等の製造を下請事業者に委託しているC社は、取引先から発注を取り消されたことを理由として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、納期を延期し、受け取るべき数量を分納させることによって、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。 本件では、C社に対して、発注書面の納期どおりに下請事業者の給付を受領するよう警告した。

(ウ) 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）、下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
繊維製品 卸売業	各種衣料品の加工を下請事業者に委託しているD社は、不良品が納入された場合の担保として、下請事業者へ支払うべき下請代金に一定率を乗じた額の支払を留保していた。また、下請事業者からの請求書未提出を理由として、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。 さらに「歩引き」と称して、下請事業者へ支払うべき下請代金に一定率を乗じた額を当該下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 本件では、D社に対して、支払が遅延していた遅延利息（約60万円）及び下請代金から減じた額（約700万円）を下請事業者に対し速やかに支払うよう警告した。

(エ) 製品の返品 (第4条第1項第4号)

業種	違反行為の概要
輸送用機械 器具製造業	輸送用機械部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、自社で受入検査を省略し、下請事業者にも受入検査を委託していないにもかかわらず、ユーザーからのクレームを理由として下請事業者に返品していた。 本件ではE社に、受入検査を省略する場合は下請事業者に返品しないよう警告した。

(オ) 買ったたき (第4条第1項第5号)

業種	違反行為の概要
繊維製品 製造業	自動車用内装部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、単価改定に当たり、過去数か月間の実績数量を基にした発注予定数量により単価改定を行っていたところ、実際に予定数量を下回った場合においても下請事業者と協議することなく単価を据え置いていた。 本件では、F社に対して、見積もり時に予定していた数量を下回る場合は、再度下請事業者と協議して単価を決めるよう警告した。

(カ) 購入強制 (第4条第1項第6号)

業種	違反行為の概要
自動車 小売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているG社は、常時、全社を挙げて自社が扱う製品の購入見込先の紹介等を要請し、下請事業者に対しても、発注担当者を通じて同様の要請をしていた。 本件では、G社に対して、発注担当者等下請取引に影響を及ぼす者を通じて自社製品の購入見込先の紹介等を要請しないよう警告した。

(キ) 有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号)

業種	違反行為の概要
一般機械 器具製造業	設備機械の製造等を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者の有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除していた。 本件ではH社に対して、下請事業者の有償で支給する原材料の代金を、当該原材料を用いて製造される物品の下請代金の支払日より早い時期に決済しないよう警告した。

(ク) 割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号)

業種	違反行為の概要
繊維製品 製造業	インテリア用生地等の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を越える手形を交付していた。 本件では、I社に対して、繊維製品の取引については手形期間を90日以内に短縮するよう警告した。

(4) 支払遅延事件における遅延利息の支払及び下請代金の減額事件における減額分の返還の状況

下請代金の遅延事件においては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成15年度には親事業者4社が下請事業者78社に対し総額66万円の遅延利息を支払った(第4表参照)。

また、下請代金の減額事件においては、親事業者に対し減額分の返還による原状回復措置を講じさせており、平成15年度においては、親事業者13社が下請事業者189社に総額6,624万円を返還した(第5表参照)。

第4表 下請代金支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払件数(件)	支払を受けた 下請事業者数(社)	支払総額(万円)	1事件当たりの 支払額(万円)	下請事業者1社当たり の受取額(万円)
13	全国	19	182	2,303	121	12
	中部 (全国比)	6 (31.6%)	38	384 (16.7%)	64	10
14	全国	16	327	651	40	2
	中部 (全国比)	3 (18.8%)	27	254 (39.0%)	84	9
15	全国	42	508	12,409	295	24
	中部 (全国比)	4 (9.5%)	78	66 (0.5%)	16	0.8

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	返還件数(件)	返還を受けた 下請事業者数(社)	返還総額(万円)	1事件当たりの 平均返還額(万円)	下請事業者1社当たり の受取額(万円)
13	全 国	47	492	20,066	426	40
	中部 (全国比)	22 (46.8%)	246	13,941 (69.5%)	633	56
14	全 国	44	362	22,108	502	61
	中部 (全国比)	17 (38.6%)	206	9,498 (43.0%)	558	46
15	全 国	46	559	51,902	1,128	92
	中部 (全国比)	13 (28.3%)	189	6,624 (12.8%)	510	35

第3 違反行為の未然防止

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより必要であるが、違反行為を未然に防止することも肝要である。このような観点から中部事務所では、以下のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1. 下請法の普及・啓発

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中部経済産業局及び関東経済産業局と共同して下請法の講習会を開催するなど、下請法の普及・啓発に努めている。

中部事務所では、平成15年度において、以下のとおり講習会を行った。

親事業者向け講習会		
開催日	開催都市	参加人数
11月10日	名古屋市	261名
11月21日	金沢市	60名

下請事業者向け講習会		
開催日	開催都市	参加人数
11月5日	岐阜市	89名
11月25日	金沢市	31名
11月27日	富山市	92名

2. 下請取引改善協力委員との連携

下請法の的確な運用に資するため、下請取引の事情に明るい民間有識者に下請取引改善協力委員（全国101名、中部事務所管内13名）を委嘱している。

平成15年度においては、中部地区下請取引改善協力委員会議を年2回（5月、11月）開催し、最近の下請取引の状況等について意見交換を行った。

3. 下請取引等に係る苦情・相談の特別窓口の設置

下請取引等にかかる苦情・相談等を広く受け付ける特別窓口を中部事務所に設置し、平成15年11月から平成16年3月にかけて下請取引等に係る苦情・相談（509件）に対応した。

第4 改正下請法の施行に向けた取組

サービス分野における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とした改正下請法（平成16年4月1日施行）の成立を受け、中部事務所においては、同法の趣旨、規制内容等が広く周知され、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護が一層推進されることを目的に、サービス分野における事業者を対象とした説明会（中部事務所主催分5会場、約1,000名）を開催した。

第5 今後の取組

平成16年度においては、下請取引を巡る現下の経済状況にかんがみ、下請事業者にとって影響の大きい下請代金の不当な減額、支払遅延等の実体規定違反被疑事件に重点を置き、違反行為を行った親事業者に対しては、厳正に対処するとともに、改正下請法違反の未然防止を図るため、平成16年4月1日からの改正下請法の施行に伴い、新たに同法の適用を受けることとなったサービス分野における事業者を対象に、同法の趣旨・規制内容等の周知徹底を目的とした講習会を開催するなど、広報活動に努めることとする。

海外視察研修（上海）実施される

【目 的】

県内中小企業及び組合等が、最近の国際経済環境の変化に的確に対応し、今後の健全な発展を遂げていくため、海外にある現地企業等の視察研修を実施し、中小企業の若手後継者及び組合等の幹部役職員が国際的視野に立った知識を習得することを目的とした標記視察研修が、6月9日（水）～12日（土）3泊4日の日程で21名の参加者のもと開催されました。

【内 容】

6月10日（上海）

【上海宝山鉄鋼集団公司】

- ・ 集団公司としては、1998年11月設立、資本金1,625億元。2001年度売上710億元の中国最大の鉄鋼会社です。グループ会社は30社、持株子会社24社、そのうち鉄鋼関連会社は18社を有しています。
- ・ 1978年に新日鉄の全面協力で始まったプロジェクトとして、小説『大地の子』でも知られています。ハード面では世界一との定評があり、年間生産量は2,000万トン。揚子江へ1,600mまで伸びた宝山製鉄所専用埠頭では、毎日全中国と世界各地からの3万トンの原料も荷役しています。
- ・ 生産ラインの冷延能力は年間約180万トン、表面処理した自動車用鋼板は約45万トン。家電製品、建材向け鋼板も生産しています。
- ・ 敷地面積は18.9平方kmに及び、全国造林緑化の優秀会社で、現代的な工場内の緑化率が40%近く、百頭余りの梅花鹿が職場前の芝生で悠々と散歩しており、人間を主とし、生態環境を重視し、継続発展できるという現代理念を感じさせる光景でした。



【上海JVC電器有限公司】

- ・ 1992年9月設立。資本金5億円。日本ビクター株式会社との合弁企業であり、JVCは日本ビクターの世界ブランドの位置づけにあります。
- ・ 生產品目は、DVDプレーヤー、VCD、SVCD、ウルトラマイクロコンポ、CDプレーヤー、MD付きミニコン、ホームシアター等のシリーズ商品です。

・経営理念は『感動経営』

1. 中国の経済及び地域の発展に貢献出来る企業を目指す。
2. 全員経営を柱とし、挑戦心と勇気を持って改革に取り組み、全社員のレベル向上を図り上海に於ける模範企業を目指す。
3. 投資家及び自らのために情熱、協調、団結を以って社会貢献し、自らの力で自らの生活向上を図る。



- ・生産品目の70%以上がDVDプレーヤーの生産で、右肩上がり生産台数を伸ばし、96年に96万台の生産が、03年には300万台に上ります。但し、販売価格が下がってきており、新たな商品の生産を図る必要があるということです。
- ・電子部品の組み立ては、コンピュータによってオートメーション化されており、最終検査は手動で行っています。

■ [豫園及び豫園市場]

- ・1559年に建てられ、1577年に約70ヘクタールに拡張された江南の有名な庭園の一つです。“豫悦老親（親戚たちと愉快地楽しく）”との意味で豫園と名付けられました。アヘン戦争時、一部分が破壊され、以後、商店街や学校等として使用されました。1956年から修復作業が始まり、30ヘクタールに庭園として今に至っています。



■ [華東地区ビジネス基調懇談会]

- ・日本貿易振興機構石川経済交流部長 西尾和秀氏を交えて、上海の現在の経済状況等のご説明を頂きました。

6月11日 (周荘)

■ [周荘の歴史的町並保存地区視察]

- ・上海市内から内陸部へ約1時間30分。上海と江蘇省の境にある900年の歴史を誇る水郷の村（中国のベニスと言われている）で、村の中を運河が「井」の字に走っており、明清代の美しい水郷の姿を今にとどめています。
- ・運河にかかる小さな橋の多くは元代（13～14世紀）に造られた石橋。千近くある住宅の60%は明清代に建てられた物で、古い趣のある街並みを作り出しています。

[南京東路町並視察]

- ・外灘から始まる南京路は、和平飯店などに代表されるイギリス租界時代の建造物が残り、世界各国の観光客だけでなく中国全土から上海観光に集まる人々はまずこの南京東路を見学するといいます。現在は、南京東路は、歩行者天国となっている部分もあります。
- ・最近では人民広場に隣接した所に新たにラッフルズシティがオープンし、ファッションブランドやフードコートなど各階は魅力的な商品でにぎわいを見せています。



6月12日（上海）

[外灘観光隋道・東方明珠タワー視察～新交通システム体験]

外灘は黄浦江沿いに延びる通り、バンドともいう。バンドはもともと人工の土手や堤防を意味する。インドがイギリスに支配された時、港岸の地域がバンドと呼ばれ、外灘地域が似ていることからこの地域もバンドと呼ばれるようになりました。

- ・外灘の始まりはアヘン戦争後、敗戦国の中国は南京条約によってイギリス人がここに商館や住宅を建設するのが最初。20世紀中国が半植民地化するのと同時に、外灘は金融とビジネスの中心地となりました。
- ・東方明珠は黄浦江東岸に1994年末に完成した468mのテレビ塔、世界第三、東洋一の高さを誇るこのテレビタワーは、高さ98m、263m、350m（特別展望台）上下三つのドームを持つユニークな外観は、早くも上海のランドマークとなっています。



- ・上海国際空港（浦東空港）と地下鉄の駅「龍陽路」の間の約30kmを約8分で結んでいます。最高時速は約430km（距離が短いので約10秒間）といわれています。

以上、上海経済の製造業をはじめとする各業種の「現場」を視察研修することにより、リアルタイムに上海の「パワー」を直に感じていただけたのではないのでしょうか。今後の企業経営及び事業の活力源としてお役に立てれば幸いに存じます。ありがとうございました。

合同企業説明会開催される

平成16年度地域求職活動援助事業として、7月12日（月）午後1時より5時まで、石川県地場産業振興センター本館大ホールにて、合同企業説明会が開催されました。

当日は、求人を希望する個別企業50社と就職を希望する来春卒業見込みの大学生、短大生及び専門学校生約370人が一同に会し、第1部では企業側から学生へ、第2部では学生側から企業へアプローチするという方法で、企業、学生、共に真剣な質疑応答などが行われ、会場は熱気に包まれていました。



〈参加企業一覧 業種別 50音順〉

	会社名
建設・建築・不動産	
1	株式会社アーバンホーム
2	株式会社アイワホーム
3	玉田工業株式会社
4	北陸セキスイハイム株式会社
5	北陸電話工事株式会社
印刷・出版・マスコミ	
6	賀谷ゼロファン株式会社
メーカー	
7	伊藤工業株式会社
8	株式会社小松村田製作所
9	コマニー株式会社
10	倉庫精練株式会社
11	株式会社高井製作所
12	谷田合金株式会社
13	株式会社月星製作所
14	東京ドロウイング株式会社 CAD センター
15	東振グループ
16	株式会社永島製作所
17	株式会社ハイテクス
18	株式会社別川製作所
19	ホクモウ株式会社
20	株式会社南鉄工所
21	村昭繊維興業株式会社
流通・商社	
22	石川ダイハツ販売株式会社
23	株式会社キョー・エイ
24	株式会社佐波
25	セントラルメディカル株式会社
26	大松水産株式会社

	会社名
流通・商社	
27	株式会社天狗中田本店
28	東邦ゴム工業株式会社
29	トヨタカローラ石川株式会社
30	ネットヨタ金沢株式会社
31	株式会社ホンダベルノ石川
32	株式会社マルエー
33	株式会社丸菱
34	丸与商事株式会社
35	山成商事株式会社（スーパーどんたく）
金融	
36	今村証券株式会社
37	金沢信用金庫
38	坂本北陸証券株式会社
39	竹松証券株式会社
運輸・通信・倉庫	
40	北陸鉄道株式会社
外食産業	
41	株式会社ハチバン
42	八幡グループ
ソフトウェア・情報処理	
43	株式会社管理工学研究所
44	株式会社コンダクト
サービス	
45	勝木グループ
46	セコム北陸株式会社
47	玉川物産グループ
48	株式会社東洋コンツェルン
49	北陸経営グループ北村労務会計事務所
50	株式会社ホテル百万石

組合女性部地区別交流会（加賀・能登・金沢地区） 開催される

平成16年度石川県中小企業団体中央会女性部の組合女性部地区別交流会が県内3会場にて開催されました。

	加賀地区	能登地区	金沢地区
開催日	6月17日(木)	6月2日(水)	6月23日(水)
開催場所	ホテルサンルート小松 (小松市日の出町)	のと吉海亭 (輪島市河井町)	ホテル日航金沢 (金沢市本町)
参加者	10名	9名	13名

それぞれ3会場では、①参加女性部の事業活動や運営について、②地域内女性部における合同事業の実施について、③地区別懇談会の開催について、④11月18日～19日に東京都において開催される「組合関係女性経営者等全国講習会」への参加について、といったテーマに基づいた交流会がテーブルを囲み、昼食をとりながら行われ、参加者からは有益な意見発表、そして活発な意見交換等があり、盛会のうちに終了しました。

組合女性部金沢地区研修会・懇談会開催される

平成16年度石川県中小企業団体中央会女性部の組合女性部金沢地区研修会及び懇談会が、7月16日(金)ホテル六華苑において34人の参加者のもと開催されました。

研修会では、「スローライフやエコロジー」をテーマに、京都と東京・銀座に和風旅館を開業し、今月加賀市において「加賀吉水・片野荘」を開業された株式会社吉水・中川誼美社長を講師に迎え、「スローライフと豊かさ」と題してご講演をいただきました。研修会終了後、未組織組合女性部への啓蒙普及と組織化の促進を図るための懇談会を開催し、中央会女性部及び組合女性部の活動事例等を報告、参加者との懇談を行いました。



講師の中川氏、女性部山岸会長



研修会風景

第56回中小企業団体全国大会における石川県からの要望事項について

11月11日（木）に新潟県「朱鷺メッセ」にて開催されます、第56回中小企業団体全国大会における要望事項につきまして、会員の皆さまからの要望をふまえた石川県からの提出分が、中央会企画委員会で下記のとおり決定しました。

この要望事項は、東海北陸ブロック中央会の検討を経て要望事項として取りまとめられ、全国中央会へ提出されます。

総合

□景気対策

1. 深刻な状況にある中小企業が、景気回復に向けて、将来を力強く切り開いていくことができるよう、特に内需を喚起し、中小企業を活性化させる景気対策・デフレ対策を強力に推進すること。
2. 最近の原油価格高騰並びに原材料高騰による生産コスト増大に伴い、中小企業の経営環境は益々悪化するとともに国際競争力の低下を招いており、国は税制、金融施策、物流対策等において万全の措置を講ずること。
3. 年金制度に対する不信感は、国民の将来を不安なものにし、受給者だけでなく現役世代においても貯蓄率の上昇等による消費の低迷を招く。また年金加入率の低下は既存の加入者並びに事業者への負担増につながり、企業の収益と雇用に悪影響を及ぼす。国は年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。
4. わが国経済が非常に厳しい状況にある中、株価の低迷が続いており、このままでは金融システムの不安定化を招くとともに、企業の設備投資、個人消費の停滞をさらに深刻化させることとなる。国は、証券税制の改正を始め、一層の株価対策を講ずること。

□中小企業対策・連携対策予算

5. 新年度予算の編成にあたっては、我が国経済の担い手である中小企業の重要性を鑑み、中小企業が地域で行う組織化、グループ化、ネットワーク化等を通じた新たな取り組みを有効な景気対策と位置づけて積極的に支援し、中小企業政策の充実とともに中小企業対策予算の大幅な増額を講ずること。
6. 三位一体の改革に伴い都道府県向け補助金と地方交付税が大幅に削減されたが、財源委譲は充分でなく、地方自治体の財政に重大な財源不足を招いている。この結果地方自治体の中小企業向け発注額や中小企業対策予算も大幅に減少し、地方経済低迷の大きな原因となっており、国は地方自治体が必要な地域中小企業対策が実施できるよう財源確保に配慮すること。
7. 増大する中小企業の組織化ニーズに対応するため、連携対策予算を拡充するなど、中小企業連携組織政策の推進の核となっている中央会がその指導機能を十分に果たせるよう万全の予算措置を講ずること。

□下請企業対策

8. 流動化する下請分業構造の中で、情報化の推進、技術力の強化、新製品開発などを行い、経営革新や新たな事業展開に積極的に取り組む下請中小企業や組合等に対する支援策を強化・拡充するとともに、下請取引の適正化及び改善について強力に推進し、親企業への指導・監督機能の強化を図ること。

□伝統産業対策

9. 我が国文化と地域経済の担い手でもある伝統産業に対する振興策を強化するとともに、技術の保存・継承者の育成等に対し、支援策の強化・拡充を図ること。

□官公需対策

10. 官公需の中小企業向け発注を大幅に増額するとともに、毎年閣議において決定される「国等の契約の方針」の実効を確保し、発注機関に対して官公需施策の一層の周知徹底を図ると同時に、地域性を充分配慮の上、中小企業及び官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。

また、中小企業の受注環境を整備・改善するため、分離・分割発注の推進、適正価格による発注等に努めること。

さらに、地方公共団体においても国に準じた官公需施策の実施を強力に推進するとともに、市町村合併で交付される特別公債による事業は、地域経済においては、景気浮揚の大きな可能性を占めており、中小企業への発注につながるよう特に配慮をすること。

組 織

□連携組織対策

11. 商工組合のカルテル事業の廃止に伴い、商工組合制度が「社会的に一層積極的な対応が要請されつつある環境・リサイクル・エネルギー・安全等の問題に対して業界ごとの円滑な取り組みの推進役としての役割」などにシフトされつつある。

業界を代表し、指導的機能を有する商工組合が新たな役割を進めていくためにも、商工組合への支援施策を一層充実すること。

12. 急速に進行している産業構造の変化の中で、中小企業の自主的な経営革新への取組みと、新規創業の活発化を促進する中小企業の連携・ネットワーク化等を推進するため、中小企業連携組織対策を更に充実・強化すること。

また、中小企業団体中央会の指導體制の整備・充実、事業の円滑な実施等について特段の配慮を講ずること。

13. 組合から株式会社又は有限会社への組織変更については、中小企業団体の組織に関する法律の改正で可能となったが、その変更方法については組合の全てが移行することとなる。これにより組合が解散となり組合の非営利事業の部分等の実施主体が消滅してしまう等の問題がある。

このため組合から営利経済事業部分の会社への一部移行又は株式会社と組合への分割が可能になるよう制度化すべきである。

14. 長引く不況で閉塞感が強まる中、今こそ異業種連携による新たな事業展開が経済活性化にとって必要である。産学連携や地域間連携さらに広域連携を促進する施策体系を構築し、官民一体となって積極的に支援すべきである。

□青年部・女性部

15. 中小企業並びに中小企業組合の活性化を図るため、組合青年部並びに女性部に対する助成措置を拡充・強化するとともに、育成のための施策を講ずること。

金融

□金融対策

16. 民間金融機関の貸し渋り等に対する監視と是正指導を継続的に行うとともに、政府系中小企業金融機関の貸付制度について、貸付資金量を十分に確保するとともに、中小企業の振興に配慮した実効ある中小企業金融対策を恒久的に講ずること。

特に、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫に対しては、それぞれの特質を活かし、重要な役割を果たしていることに鑑み、今後とも民営化せず、現状レベルの民業補完機能を維持しながら、政府出資並びに財政投融资を大幅に増額し、資本基盤の強化を図るとともに貸付金利の引き下げ等貸付条件の緩和を図ること。

17. 保証人制度を抜本的に見直し保証人の責任範囲の明確化、限定化を制度として導入すべきである。また、倒産した場合においても個人財産の最低限の保証と再起できる環境を整備すべきである。

さらに第三者保証人制度は廃止すること。

□信用補完制度

18. 厳しい金融・経済情勢の中で、今後更に金融機関の再編、不良債権処理が本格化することが予想されることに鑑み、中小企業信用保証制度について、金融・経済動向を注視しつつ万全の対策を講ずるとともに無担保・無保証人枠の拡大を図ること。

19. 信用保証料の基本料率は、保証を受ける中小企業の信用力等によらず一律であるため相対的にリスクの高い中小企業が保証を受けられない場合がある。

中小企業の資金調達を円滑化するため、信用保証協会がリスクに応じた保証料率を弾力的に設定することが出来るよう保証制度の見直しを図ること。

□信用組合支援

20. 協同組織金融機関としての信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、政府系中小企業金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。さらに信用組合を活用した信用保証制度の充実を図ること。

税 制

□外形標準課税

21. 外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業への適用を拡大しないこと。

□消費税

22. 中小企業の経営環境は原材料高、社会保険料等の負担拡大の中で景気回復にはほど遠く、現下の経済環境の中で消費税引き上げを行えば企業経営に重大な悪影響を及ぼす。今後とも税率変更は行わないこと。

23. 消費税簡易課税制度の適用上限が引き下げられたが、新たに本則課税の対象となった中小零細事業者の事務処理能力が十分でなく、また納税事務コストの上昇を考慮し、簡易課税制度の適用上限の引き下げを撤回すること。

□交際費課税

24. 交際費についてはその範囲を明確にし、中小企業において社会通念上必要な費用や業績拡張のための適切な支出については全額損金算入を認めるべきである。

□情報通信税制

25. 中小企業の情報化及び経営革新を進めていくためには、今後とも情報通信機器の導入は不可欠であるため、関連租税特例措置の延長等施策の拡充並びに新制度の導入等を図ること。

□税制その他

26. 中小企業が大規模な構造変化に適切に対応し、我が国経済の重要な担い手としての役割を果たしていくことができるよう、税制改革にあたっては、次の措置を講じること。

- (1) 中小企業の事業活動を活性化させるため、法人住民税の法人税割の標準税率を引き下げるとともに、協同組合等の赤字法人均等割課税の軽減を図ること。
- (2) 指定都市等で、課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税の性格が強かつ、課税主体が地域的にみて偏在している。公平な税負担という視点からみても疑問があり、速やかに廃止すること。
- (3) 中小法人の軽減税率の適用所得の引き上げ、中小企業組合税率の引き下げを行うこと。
- (4) 固定資産税の評価方式を地価公示価格連動型から、税負担能力に対応した収益還元による評価方式に改めること。

近代化・高度化

□高度化資金融資制度

27. 中小企業高度化事業について、引き続き次の措置を講じていくこと。

- (1) 貸付利率の引き下げ、無利子制度の拡充、貸付手続きの簡素化、迅速化を図るなど、融資条件の改善を図ること。

- (2) 既往借入に係る最終返済期限の延長、金利低減の適用など、弾力的な運用を図ること。
- (3) 経営環境変化のスピード化に伴いやむなく実施する償還期限内の設備等の更新に対しては繰り上げ償還の対象としないこと。

商業・流通

□取引慣行の適正化

28. 公正取引委員会は公正な競争・取引を阻害する不当廉売や過大広告を厳しく監視するとともに、中小企業の経営を圧迫する要因となっている不公平な取引慣行について、実態を把握し、厳重かつ積極的な監視を行うなど適切な措置を講ずること。

□中小小売商業への支援

29. 魅力ある商店街・商業集積づくり推進のための支援策を一層強化するとともに、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「街づくり3法」を活用して、空洞化する中心市街地の商業機能の活性化、良好な都市環境の確保を図るための抜本的かつ総合的な中小小売商業振興、活性化対策を講ずること。

また、TMO計画の策定から実施に対し、地域特性を踏まえた強力な支援措置を講ずること。

30. 商店街振興組合においては、経済環境、地域環境の変化に伴い、組合存続要件を維持することが困難となってきており、各種商店街施策要件を満たさず、その実施を難しくしている。商店街振興組合の運営の円滑化を図るため早急な存続要件の見直しを図ること。

31. 現行の大規模小売店舗立地法第4条(指針)において生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項として騒音の発生の規制は明記されているが、営業時間の規制について明記されていないことから営業時間の規制について明記するとともに、大規模小売店舗の営業時間については周辺環境に配慮した規制策を設けること。

労働

□労働政策

32. 今後10年程度で、労働力人口は、若年層の大幅な減少、高年齢層の大幅増と、年齢構成が大きく変化する。現在の若年層に偏った労働力需要構造が今後も変わらないとすると、高年齢者の失業問題が深刻化する一方で、中小企業にとっても若年層の急減による大幅な要員不足が企業活動への障害をもたらすことが懸念される。

そこで、中長期的により顕著となる労働力人口の減少への対応として、高年齢者並びに女性の有効活用が重要であり、国は多様な雇用形態に対応した雇用関連法の整備と高年齢者及び女性の就業参加が容易になる環境整備に取り組むこと。

□雇用対策

33. 中小企業が多様な就業ニーズに対応し、雇用創出の役割を発揮できるよう、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を引き上げること。

また短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大は行わないこと。

34. 労働保険料、社会保険料等の事業主負担分の増は、雇用コストの引き上げにつながりリストラの推進、新規雇用の手控え等により、中小企業の競争力並びに個人消費を更に低下させることになる。制度と負担のあり方を抜本的に見直し、安易な引き上げは行わないこと。

□外国人研修生制度

35. 世界でも例がない少子高齢化の急速な進展に伴い、将来労働力が減少することは確実にあり、「ものづくり」や看護・介護など、我が国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野においても労働力不足が継続し、支障をきたすことが大いに懸念される。そのため若者の勤労観・職業観の醸成施策の拡充や、高齢者や女性が活躍できる環境作りと平行して、単純労働者の受入促進策について真剣に検討すべきである。

「外国人研修・技能実習制度」では、研修生は最長3年（研修1年、技能実習2年）の滞在が認められているが、受入人数枠や技能実習以降対象職種が限定されていること、研修期間中の夜間を含むシフト勤務は実施できない等の問題がある。このため、制度の厳正な運用を確保するため、不適正な受入を排除し、受入団体・受入企業の適正化を図るとともに、在留期間の延長、受入人数枠や技能実習以降対象職種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、研修生の再入国制度の創設、受入手続きの簡素・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図り、効果的な制度に改善すべきである。

情報化

□インターネットビジネス

36. インターネットビジネスが急速に進展する中で、中小企業がIT革命や電子商取引への確に対応できるように支援施策等の充実・強化、助成制度の拡充をより一層図るとともに、税制・金融上における優遇措置を講じること。

37. 中小卸売業者が流通構造の急激な変化に的確に対応するため、リテールサポート、商品開発、電子商取引を活用した新業態開発等を実現していくための支援措置を拡充・強化すること。

環境

□環境対策に関する支援策

38. 地球環境保護や安全対策に係る社会的規制が急速に強化される中で、中小企業が環境・安全問題に円滑かつ的確に対応できるよう、次の措置を講じること。

(1) 環境関連規制法が急速に整備される中で、体力の弱い中小企業は過度の負担を強いられている。中小企業が環境問題への対応を円滑に実施できるよう、その運用に当たって

は十分な配慮をすること

- (2) 中小企業が、環境・安全問題への対応を円滑かつ的確に実施できるよう一層の予算・金融・税制措置を講ずること。また事業協同組合等が共同で設置する環境対策施設、リサイクル施設等に対しても積極的に支援すること。
 - (3) 一般公害防止用設備、再商品化設備、特定再生資源利用製品製造設備、再生資源利用製品設備、廃棄物再生利用設備を取得のための固定資産税を軽減すること。
 - (4) 地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保・設置を強力に支援すること。
39. 中小企業者がリサイクル、環境対策等の社会的要請に対応するため組合を中心として取り組む事業については独占禁止法の適用除外とすること。

□高速道路別納制度

40. 高速道路料金別納制度の廃止は中小企業の経営悪化を招く。現行の高速道路料金別納制度に変わる新制度の創設に当たっては、大企業等大口利用者だけに恩典を残した制度でなく、中小企業や中小企業組合が安価で容易に利用できる制度とすること。

その他

41. 中小企業のセーフティネットとしての中小企業倒産防止共済制度の重要性に鑑み、制度の拡充、共済貸付手続きの簡素化・迅速な運用並びに償還期限の延長等を図ること。
42. 鳥インフルエンザやBSE、新型肺炎問題に見られるマスコミ等の風評被害の影響は当事者だけでなくその関連業界全体や地域全体に拡大することが多く、またその影響を及ぼす期間も長期化している。体力の弱い中小企業にとっては致命的な結果を招いており、迅速な救済対策を実施することは当然であるが、倒産防止共済制度においてもその制度の趣旨に鑑み貸付の対象事由に追加すること。



中部経済産業局長の交代について

この6月22日付けをもって、中部経済産業局の局長が交代しました。

新任の**小川 秀樹（おがわ ひでき）**氏は昭和28年生まれの51歳。昭和52年当時の通商産業省入省の後、資源エネルギー庁国際原子力企画官、公正取引委員会事務局経済部団体課長、日本貿易振興会ミラノ・センター次長、環境立地局保安課長、中小企業庁長官官房政策調整課長、そして前任の商務情報政策局消費経済部長を経て今回、新局長に就任されました。

所管行政庁が中部経済産業局の組合におかれましては、決算関係書類や認可申請書作成の際にお気をつけ下さい。

第19回組合交流ゴルフ大会開催のご案内

当中央会では、会員の親睦事業の一環として、次のとおりゴルフ大会を開催しますので、どうぞ揃ってご参加ください。

- と き 平成16年10月7日(木)
- と ころ 能登カントリークラブ(予定)
- 参加会費 5,000円(プレー費は個人負担)
- 競技方法 18ホールストロークプレイ(ダブルペリア方式)
- 参加資格 当会会員及び構成員の方
- 定 員 80名(20組予定)
- 懇親会 プレー終了後開催
- 主 催 石川県中小企業団体中央会
- 賞 品 多数あり

※詳細につきましては、8月中頃に会員各位にご案内します。

65歳継続雇用達成事業のご案内

— 65歳定年制の法律改正案が成立 —

今国会に提出されていましたが、65歳定年制の法律改正案（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）が成立しました。

去る6月11日に公布になり、6ヶ月後の12月上旬に施行予定となりますが、65歳定年制については、2年後の平成18年4月1日が施行日となっています。

各事業所においては、今後導入に向け対応していかねばなりません。本会では、石川労働局の委託により、65歳定年制の導入に向け、各企業に対し推進していくことになりました。

本会々員組合の協力により、各企業（300社）の実態調査を行い、推進の為の達成方針を策定し、普及啓蒙活動を行いながら導入に向け活動を行います。

現在、65歳までの雇用確保の現状は、「少なくとも65歳まで働ける場を確保する企業」の割合は71.8%、「確保していない企業」の割合は28.2%となっています。

又、確保している企業の内訳を見ると、「原則として希望者全員とする企業」は28.8%、「特に必要と認めた者に限るとする企業」は31.6%、又、「基準がある企業」は僅か8.7%という状況です。

65歳まで働ける場を確保する企業の割合が7割に達している状況の中、希望者全員となると依然として低い状況、又、基準がある企業も10%未満といった状況ですので、本会では、今回の法律改正に伴い、導入比率の向上に向け普及啓蒙活動を行ってまいります。

改正内容（65歳定年制関連条文のみ）

- 定年（65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。（第9条第1項）
 - 一 当該定年の引き上げ
 - 二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入
 - 三 当該定年の定め廃止
- 2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項二号に掲げる措置を講じたものとみなす。（第9条第2項）

○ 指導、助言及び勧告

厚生労働大臣は、前条第1項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。(第10条第1項)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、高年齢者雇用確保措置を構はずべきことを勧告することができる。(第10条第2項)

又、特例として、次の措置が取られています。

○ 高年齢者雇用確保措置に関する特例 (附則第4条)

次の表の上欄に掲げる期間における第9条第1項の規定の適用にさいしては、同項中「65歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	下欄
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

2 定年(65歳未満のものに限る。)の定めをしている事業主は、平成25年3月31日までの間、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○ 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正する法律(平成16年法律第103号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年を経過する日で政令で定める日までの間、事業主は、第9条第2項に規定する協定をするために努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第9条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2 中小企業の事業主(その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に係る前項の規定の適用については、前項中「3年」とあるのは「5年」とする。

3 厚生労働大臣は、第1項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第5条)

個別専門相談室開催のご案内

さて、本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、高度な指導ニーズに対応する事業等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

＝日 程＝

*連絡先 (TEL 076-267-7711)

開催日	時間	内容	専門相談員
8月10日(火)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井昭衛
9月14日(火)	13:00～15:00	法律相談	弁護士 久保雅史

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

決算関係書類等の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することが法律上義務付けられています。

3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となりますので必ず決算関係書類の提出を忘れずに行ってください。

役員変更届は、役員に変更があった場合、全員再任された場合に関わらず改選期ごとに提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中央会宛に2部（行政庁用1部、本会控え用1部）ご提出いただければ、本会経由で行政庁へ提出いたします。

また、定款変更を予定している場合は、総会等で決議する前に一度中央会までご相談下さい。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置（1年以上継続して事業を行っていない組合に対する職権行使）を実施しています。

県内の情報連絡員報告

■ 5月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製造業	食料品	調味材料製造業	醤油出荷量は、前月比、前年同月比とも増加し、前年度の水準をやや上回ってきた。
		パン・菓子製造業	5月連休に百万石菓子百工展を金沢城公園で開催したことにより、観光客も前年同月より増え、菓子の売上も伸びた。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では景気の緩やかな回復傾向に伴って、商品によって健闘しているものも見られるが、業界の信用不安は根強く残っており、業界全体では売れ行きが悪い状況が続いている。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化衣料で好調なものも点在するが、景気の停滞による需要の減少により生産、販売、採算ともに改善は見られない。
		ねん糸製造業	メーカーの値上げにより、実賃10～15円/kgの値上げが実施され、厳しい状況。
		ニット生地製造業	これまで比較的健闘してきたと言われる分野でも苦戦する企業が出てきた反面、これまで苦戦していた企業が好転したりと、流通経路や商品開発の状況等により勝ち組と負け組が明確になりつつあるが、いつまでも勝ち組にいられるとは限らないといった現象も顕在化している。
		その他の織物業	連休明け後も低速状態が続いている。一部持ち直しの傾向も見られるが、業界全体では悪化が止まらない。
		その他の織物業	5月度は、4月度に続き、依然として受注、生産、販売ともに増加は見られず、低迷状況が継続している。日本経済全体の好転が、我々を取り巻く環境への波及改善を期待しながら、現状を乗り越えていかざるを得ないだろう。
		木材・木製品	家具製造業
	製材業、木製品製造業		業況は依然として低迷し続けており、先の見通しも明るくない。出材業者も、いかにして山林所有者から買い付け値を低くしようか苦労しているようです。(必要経費を減らすことを第一に)
	製材業、木製品製造業		5月度は、仕事量に関しては、ほぼ順調に推移し好調である。
	窯業・土石製品	砕石製造業	5月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比生コン向けで49%と前例のない大きな落ち込みとなり、全体量でも40.2%減少となった。設備操業度も43%減少となったものの、在庫量は約37.7%増加となった。
		陶磁器・同関連製品製造業	茶碗まつりは、5月4日を除いては天候にも恵まれ、たくさんの来場者で賑わいが見られた。6月初旬には、名古屋で新作見本市が行われる。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、5月末現在で前年同月比65.2%と大幅な減少となり、前月に引き続き低調に推移した。
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	当月も活況であった。一部の企業で多忙すぎる為、図面が間に合わず、納期に追われて原価高になるものが出て来ている。収益状況に影響してくる。
鉄素形材製造業		業況は、好調の自動車産業、そして繊維機械、建設機械を含む産業機械に支えられて昨年同様安定してきている。ただ、中国情勢により左右されているきらいがある。業況は安定しているものの、まだピークには程遠い。これからの活況を期待したい。だが、鑄造資材の値上がり厳しく、製品の値上げもままならない中、苦しい経営が余儀なくされてきている。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製造業	鉄鋼・金属	鉄素形材製造業	売上並びに受注状況において、上昇傾向がストップし、一部の団地内企業では横這い又は減少傾向にある。
		機械器具の生産	仕入材料の高騰が、販売価格に上乘せが難しい下請企業にとって、今後資金繰りが問題視されるのではないかと。
	一般機械	繊維機械製造業	当組合の主要取引先である繊維機械メーカーの生産はスローダウンしているが、建設機械、工作機械、車輛等からの受注は引き続き好調で、組合員は皆忙しい状態が続いている。
		機械金属、機械器具の製造	繊維機械関連が、前年同月比10%強減少したが、他業種の好調な推移に吸収され、総体的には微増であった。月初めのGW中も休日総業する工場も散見され、多忙感のある状態が続いている。
	その他の製造業	漆器製造業	近代漆器業界の市場は依然として悪く、状況は変わっていない。量販店向けの商品も落ち込み、全体として低迷が続いている。伝統漆器も依然として回復の兆しがないが、産地での生産・販売とも落ち込みに底が見えた感もある。外国の廉価な木製品も売れ行きに頭打ちの状態と輸入が多少減った感がする。近代漆器（樹脂漆器）の分野にも外国の廉価な製品の輸入が続いており、産地の影響は多大である。
	非製造業	卸売業	繊維品卸売業
農畜産物・水産物卸売業			売上高は一時下げ止まりとなり、このまま推移されることを期待していましたが、需要が伸びなく、減少がつづきそうです。
一般機械器具卸売業			5月度は、稼働日数が少なく販売金額は苦戦でした。組合員各社とも決算の内容が出されましたが、いずれも前年並みの内容でよくありません。全国でも当業界は75%が赤字と言われていますが、市場での価格の乱れに対処できていないのが大きな原因です。
小売業		燃料小売業	原油価格は依然として高騰を続けており、石油ショックの再来。6月は今までにない大幅な仕切り価格の上昇が伝えられており、小売価格にもろに影響を与えそうであると予想される。
		機械器具小売業	5月に入っても厳しい状況は続いており、期待のデジタルハイビジョンテレビの伸びは完全に鈍化し、昨年並みを辛うじてキープ。5月連休での地域店営業日減少に加え、ルームエアコンの早期実販も進まず、5月も90%台の伸びで終了。6月には各社合展開催があり、地域店の頑張りを期待している。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	昨年は好天候であったが、今年は天候不順もあって、初夏もの衣料は前年を大幅にダウンした。母の日セールも不振で、衣料品より生花、飲食、健康に関する付属品へと贈答品に変化の傾向が見られた。
		鮮魚小売業	5月連休以降、全体的に生鮮魚が売れない。漁は順調で、入荷も比較的豊富。なのにとにかく売れない。物によっては、15～20年前の値段に逆戻りしたものもある。
		百貨店・総合スーパー	5月の売上実績は170,031千円。予算費93.8%。前年比98.5%で、GW期間中は、連休が1日多い為よかったが、それ以前は前年をクリアする日が少なかった。特に5月のイベントとしての母の日（5/7～9チラシ期間）の前年比85.1%、5/25の特招会の前年比81.7%とふるわなかった。
		米穀類小売業	米販売店は、登録制から届出制に切り替わり、直売生産者も含めて年間20精米トン以上の事業者に届出が義務付けられる仕組みに変わった。米卸・小売・集荷・販売の区分が撤廃され、一本化された。直接生産者の販売増に比べ、小売販売店の大幅減が目立っている。
		他に分類されないその他の小売業	GWが長期だったので、多くの観光客の来館があった。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非製造業	商店街	近江町市場	来街者の減少が目立つ。売上も減少。
		尾張町	目的買いがはっきりしている中で、尾張町の店はそうしたお客様に選ばれているのか、今月もそんなに厳しい落ち込みはなかった。
	サービス業	旅館、ホテル	昨年は、当組合員が8名脱退（廃業・休業）や、金沢駅東口周辺に大型ビジネスホテルが建設されるなど大変厳しい環境であり、今後組合員の経営向上や中・長期展望等早急に取りまとめて対応していかなければ、組合運営に影響がある。
		旅館、ホテル	1～4月と対前年比プラス傾向で推移しているものの、好景況感は薄い。石川県・北陸へ旅行する理由をはっきり打ち出していくことが必要。宿泊施設の魅力は当たり前で、その他の観光面の魅力の充実化が早急な課題でもある。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比1.8%増、前月比では11.4%減。新規登録車両は、前年同月比12.4%減、前月比では0.3%増で推移している。
		洗濯業	昨年比マイナス10%でした。ホテル旅館関係もGWとは言えあまりでませんでした。一般クリーニングも、休み明けに出るには出たが、「山」がない。気温の乱高下で、毛布・こたつ布団などは少なかった。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比16.6%の減となった。内訳として、民間土木11.5%増、民間建築16.7%減となり、民間としては12.3%の減となった。公共土木19.7%減、公共建築30.6%の減となり、公共としては23.2%の減となった。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率80%。組合員間格差があり、多忙感は少ない。
		板金・金物工事業	やや仕事量が増加しているが、材料費が2割程高くなっている。
	運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	景気動向は変わらない。収益も不変（減少傾向の歯止めは出来ない）。業界内は増車、新規加入傾向は変わらず、変化は見られない。駅での客待ち時間も2時間平均となり、車が溢れ、近隣住民に迷惑をかけている場面が見受けられ、街頭指導を実施しているが、イタチゴッコが現状である。
		一般貨物自動車運送業	5月はゴールデンウィークのため稼働日数が少ないところへ、更に物流量も落ち込んできたようである。特に建設関連のダンプの稼働率の落ち込みがかなり激しく感じられるなか、燃料の軽油が値上がりしてきており、6月に入ると更に大幅な値上げを要求されるようであり、収受運賃が下がってきているなか、値上げを要求され困惑している状態である。
		一般貨物自動車運送業	当月も荷動きが活発で、売上高は前年同月比増加した。但し、運賃単価は依然として低迷したままであり、忙しいだけで利益にはつながっていない。人員や車両は増加されていないのでやり繰りが大変であるが、これも本格的な回復か一時的なものかの見極めがつかず、設備投資には踏み切れない。燃料の高騰に困っている。

■ 6月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製造業	食料品	調味材料製造業	出荷量は、4月度の増加の反動で、前月比、前年同月比ともに大幅に減少し、低水準に止まった。
		パン・菓子製造業	猛暑は、業界にとって厳しいものがあります。
		パン・菓子製造業	百万石まつりのお菓子「珠姫てまり」のPR活動を実施し、菓子の売上増を図ったが、景気が目に見えて好転せず、横這い状況にある。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製造業	繊維・同製品	織物業	企業間格差があり、今後益々差が出てくるように思われる。
		織物業	絹分野では信用不安による売れ行き悪い状況が続く中、日本文化の見直し、きものへの関心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、多品種、少ロットの発注に終始し、また平成17年1月1日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国和装生産が、再活性化の動きも見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分繊織物など差別化衣料で好調なものも点在し、提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はいくらか見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性の改善には至っていない。
		ニット生地製造業	状況は7月一杯まで変わらない。操業率は前年同月よりアップ気味だが、工賃が伴わず、忙しい割には儲からない傾向が続いている。
		その他の織物業	一部にやや持ち直し傾向が見られるが、二極化の進行と思われる。依然として深刻な状況が続いており、前年度と比較にならない。
		その他の織物業	当月も、4月度・5月度同様に、底値安定型に推移している。受注・生産・販売ともに増加は見られず、大幅な落ち込みでもない状態が続いている。当面は、様々な経済指標からもこのような状況が継続すると考えざるを得ないであろう。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	総体的には横這いの景気状況。これからの時期は、档「能登ヒバ」においては、天候の関係で日われが生じるので、出荷量、需要ともに減少する。
		製材業、木製品製造業	6月度は、先月の5名の欠員に加え、もう1名計6名の退職者を出し、加工能力に支障をきたしており、非常に弱っている。
	窯業・土石製品	砕石製造業	出荷量は、対前年同月比全体量で、43.6%と大きく減少した。第1四半期では、対前年同期比全体量で、▲38.1%と非常に厳しい状況であった。第2四半期の需要見込みも明るい材料がなく、益々厳しさが増す状況である。
		陶磁器・同関連製品製造業	名古屋での見本市に続き、7月1日より東京ドームでお宝市場を開催するなど首都圏での発信を行っている。JAPANブランド育成支援事業の指定により、特に海外向け商品開発の検討を進めている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリート出荷状況は、6月末現在で前年同月比80%。4月～6月の累計でも76.4%と前年同期に対し、相変わらず低調に推移している状況である。
		粘土かわら製造業	重油、ガスの値上がりで、コスト高となり、今後値上がりが続くようなら大変厳しい状況となる。
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	活況である事は間違いないことであるが、鉄工関係では、鋼材の値上げ、鋳物・ステンレス関係値上げで、原価高になるものが多い。豊作貧乏にならなければよいのだが。
		非鉄金属・同合金圧延業	金沢箔の主要取引先である仏壇仏具業界は、他の業界において景気の上昇を反映し、不良債権が減少し、景気全体のムードを高めているものの、現時点では、特に変化が見られない。
		鉄素形材製造業	中国のバブル経済に影響されて景気浮上の足掛かりを得たものの、ここきて政策変更で少々足踏み状況である。ここをどう乗り越え、次のステップを迎えるか、原材料、副資材の値上がりが続く中、当業界もここが正念場である。
		鉄素形材製造業	団地内企業の従業員数を調査したところ、昨年同期よりも数社において減少している結果であった。これはリストラ等ではなく、定年等による自然減の補充をせず、材料の高騰を吸収し、収益面(収益率)の低下を抑える一手段と思われる。
		機械器具の生産	大手企業からの仕入材料アップが一部認められ、一応収益が好転した。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製造業	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	自動車関連の好調さを反映して、工作機械は引き続き海外を含め好調。一方建設機械や繊維機械の好調さは中国で若干一服感も見られる。次期オリンピック景気の盛り上がりも期待されるが、いずれにしても中国のバブル崩壊が今後の懸念材料である。又、原材料、石油の価格高騰による折角の好況感に水を差されている状況であり、景気の波を左右する設備投資意欲の減少が危惧される。
		プレス、工作機械	中国の金融引き締めが影響してか、中国向け鍛圧機械の商議の進捗に時間がかかっている。但し、計画された設備の設置は不可欠であり、成約の暁には、短納期が要請されるため、一層リードタイム短縮活動を進める必要がある。
		機械金属、機械器具の製造	中国向け輸出が足踏みしている繊維機械関連を除けば、受注状況は極めて好調といえる。交代制勤務要員の確保や、生産効率向上に留意している。サブアッセンブリーでの受注や完成品一式での受注が見られるようになり、それに伴って、生産体制や工場レイアウトの検討が必要となっている企業も出て来ている。
	その他の製造業	漆器製造業	近代漆器業界の市場は、依然として悪化が続いている。又、伝統漆器も依然として回復の兆しがない。外国の廉価な木製品も売れ行きが頭打ちである。特に夏は漆器全体が落ち込む時期であり、販売が減少している。
非製造業	卸売業	繊維品卸売業	新年度より月を追って売上が減少していると聞く。特に絹織物（和装）は、「和」のブームと言われているにも係わらず、我が産地が製造する襦袢地に、好影響を与えていない。新盆、旧盆とこれから不需要が続き、更に苦戦を強いられる様である。
		農畜産物・水産物卸売業	相変わらず売上減少が続く。需要が伸びなく、単価が低下しているためと思われる。
		一般機械器具卸売業	エアコンの夏場商戦が始まっていますが、4・5月はあまりパツとしませんでした。6月中旬頃から動き始めました。電材卸売で扱う年間のエアコンの台数は約15,000台位ですが、この夏場シーズンで約50%の8,000台を販売します。価格的には平均4万円位で、新触媒（フロンガスなし）の関係で例年より5,000円位値上がりしていますが、量販店の安値販売が続行中で値崩れは必至です。
	小売業	燃料小売業	原油価格はピークと比較すると少し下がっているが、依然として高値状態を続けている。6月は今までにない大幅な仕切り価格の上昇だった為各社4～5円の幅で小売価格に転嫁した。4月以降給油所が減少する一方で、セルフ式給油所は新設・改装を問わず依然として増加傾向にある。一段と価格競争が激しくなりそうである。
		機械器具小売業	6月は各販売会社の合展開催と、梅雨の中休みの好天に恵まれ、RA、冷蔵庫の夏物商品を初め、DVDプレーヤーも好調。大型テレビの動きも回復しつつあり、地域店ルートも久しぶりに110%台の伸びを確保できた。4～6月累計でも前年を僅かながらオーバーした。7月の暑さとオリンピックによる需要回復に期待したい。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	中旬以降好天に恵まれ、夏物季節商品全部門が順調に推移し、前年売上高をクリアした。但し、販売単価は依然として低価格志向であった。
		鮮魚小売業	平年に比べ、天候がかなり不順だった。台風が続き、高温多湿であった。この事は、直接人間の食の本能にマイナスに影響するようと思われる。結論として魚が余り売れなかった。
		他に分類されない その他の小売業	6月の観光客は減少し、苦戦でした。
		百貨店・ 総合スーパー	6月の売上実績132,174千円。予算費82.1%。前年比88.5%と過去になく悪かった。原因の一つとして、日曜日の数が1回少なかったことがあるが、高額商品を扱っている店舗の売上減が大きな原因であると思う。30日間の営業の中で、前年をクリアした日は5日しかなかった。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非製造業	小売業	米穀類小売業	食糧法が改正された事をきっかけに、米業界にいち早く建設会社が参入してきて驚いた。建設会社5社が共同で、農業生産法人を設立し、この春から化学肥料や農薬を使わない米の生産販売を始める。法人名は「ヒーロー」で、このような「英雄」が各地で出没するのか…。驚いては手遅れになりそうである。
	商店街	近江町市場	景気好転といえども小売業界不況。
		尾張町	異常なのは景気や政治だけでなく、天候もそうらしい。雨が降るべき梅雨が始まらず、いつまで経っても梅雨入りがなく、ずるずると梅雨明けのような…。あげくの果ては、真夏日のような熱帯夜が始まる始末。これでは、季節商品も何もあったものではなく、街に溢れるバーゲン商戦からお中元商戦も肩透かしをくらったような感じになっている。こんな時は、変動原因に左右されない固定客をいかに持つかが大きな力強さとなるだろう。
	サービス業	旅館、ホテル	5月の連休後から、金沢市内の宿泊施設は低調で、6月の「百万石まつり」でも宿泊客増につながらなかった。
		旅館、ホテル	一部の大企業における景況感の戻りが言われているが、中小企業の景況感には依然として悪い様相であり、そのあたりが良くならないと、温泉や全体の状況がなかなか出てこない。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比2.2%減、前月比では14.2%増。新規登録車両は、前年同月比8.8%減、前月比では19.3%増で推移している。
		洗濯業	昨年比3%増加でした。一般クリーニング、リネン共に好転だったが、旅館関係の収益状況が悪い。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比の4.4%の減となった。内訳としては、民間土木40.4%の増、民間建築42.9%の増となり、民間としては42.4%の増となった。公共土木46.2%の減、公共建築23.8%の減となり、公共としては42%の減となった。ここ数ヶ月、特に公共土木の落ち込みが著しい。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率70%。組合員間格差がある。地域間でも能登地区で受注量が少ない。
		板金・金物工事業	やや新築工事が増加しているが、夏期にかけて、もっと受注工事に期待したい。
	運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	規制緩和後2年、車両増にも係わらず（新規参入、増車による）、新車導入は減少（昨年比新規96.2%に対し、継続検査102.4%と増加しており）、経費を削減し、労働対価による増収を見込んでいるのが業界の実態である。従って、運転者の平均年齢も上がり続けている。（若年労働者の比率が他の業種と比較すると低い）運賃の低額化競争により、業界間をはじめ、個々に対する不信感（溝が深まった）が増幅し、組織を離脱する傾向が深まってきた。
		一般貨物自動車運送業	6月に入り、燃料の軽油価格が一挙に高騰し、4月以降の段階的値上げを含め、経営環境を猛然と圧迫してきており、収受運賃が下がる一方の我々業界は、今後どのような対応をしていくか頭を悩ませているなか、7月に入っても軽油価格は上昇していくようであり、頭の痛いところであるが、ダンプカーの稼働率が若干良くなったようである。
		一般貨物自動車運送業	本年度に入り4月・5月と比較的好調であったので、当月はお中元商品の荷動きも期待していましたが、予想に反して低調で前年並みであった。軽油価格はリッター当たり3～4円と大幅値上がりしており、採算は一段と厳しくなっている。このような状況のなかで、更に運賃引き下げを要求してくる荷主もあり、その対応に苦慮している。